

# PTA のしおり

白井第二小学校 PTA 本部

# 目次

PTA ってご存知ですか？	・・・・・・・・ P 02
PTA とは	・・・・・・・・ P 03
白井第二小学校 PTA の活動内容	・・・・・・・・ P04
PTA 役員仕事内容	・・・・・・・・ P07~P09
バレーボール部	・・・・・・・・ P09
会計について	・・・・・・・・ P10
白井市 PTA 連絡協議会について	・・・・・・・・ P11
入会手続きについて	・・・・・・・・ P12
個人情報の取り扱いについて	・・・・・・・・ P12
PTA 会則	・・・・・・・・ 別 紙
PTA 細則	・・・・・・・・ 別 紙
個人情報取扱規則	・・・・・・・・ 別 紙

# PTA ってご存知ですか？

PTA ってご存知ですか？

PTA は怖いものではありません！

PTA は詳しくは後述するとして、要は、子どもたちのためにどうすれば良いかをいろいろな側面から考える会なのです。

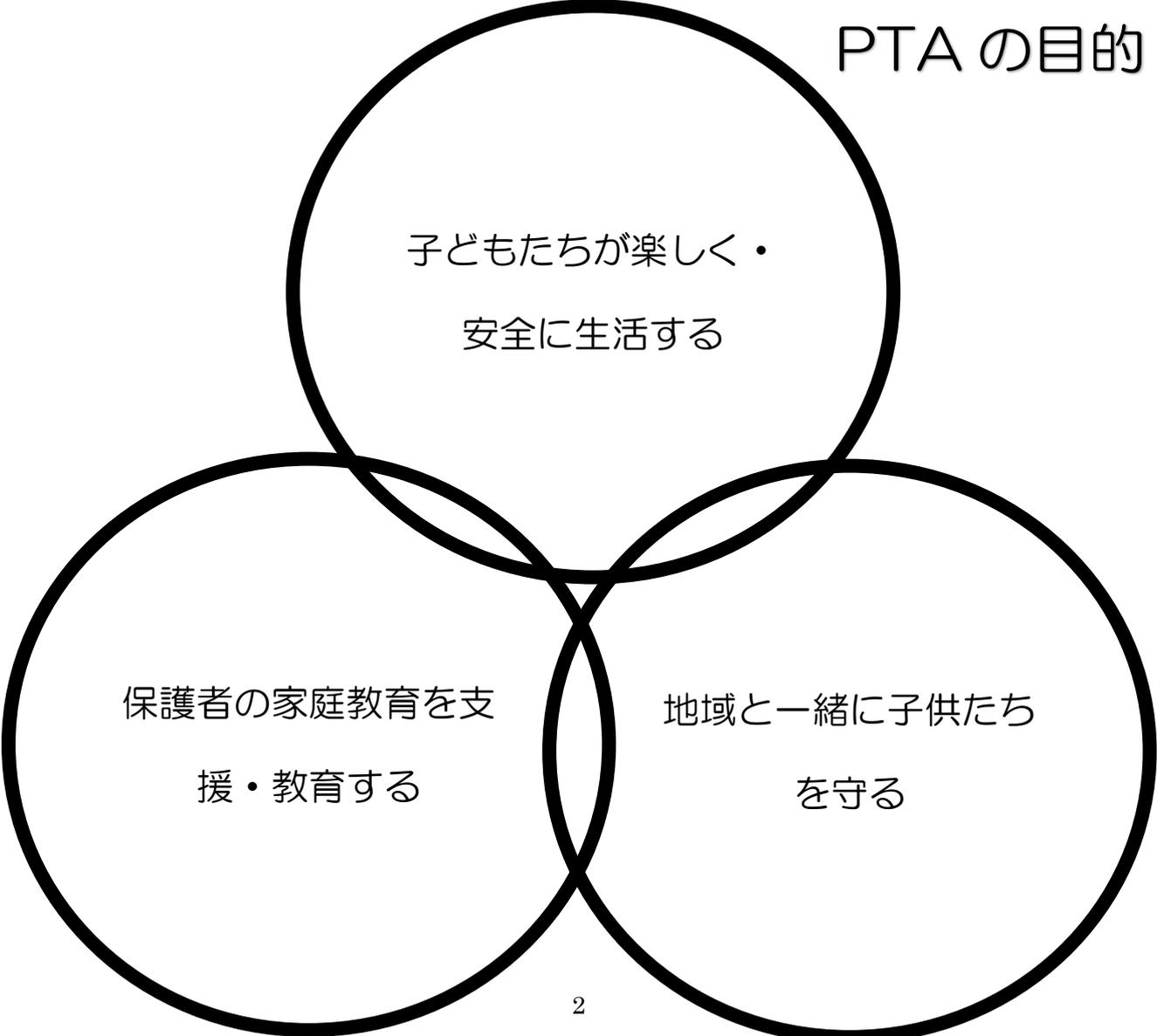
PTA が持っている役割として、

- ① 子どもたちが楽しく・安全に生活することを応援する
- ② 保護者の家庭教育を支援・教育する
- ③ 地域との連携を通して、子どもたちを危険から守る

事などを重点的に考えています。

みなさんも一緒に、楽しく子どもたちを支援・応援していきましょう！

## PTA の目的



子どもたちが楽しく・  
安全に生活する

保護者の家庭教育を支  
援・教育する

地域と一緒に子供たち  
を守る

# PTA とは

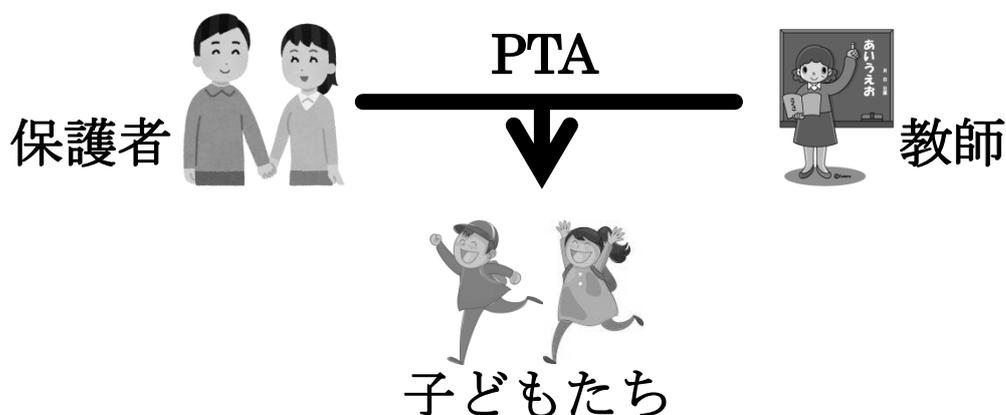
PTA (Parent-Teacher Association) とは、保護者 (Parent)、教職員 (Teacher) の団体となっています。元々はアメリカから戦後入ってきた組織で、日本の始まりは学校を補助する概念として発足しました。この時点で、本家のアメリカでの PTA とはズレた考え方となってしまっています。近年、本来の PTA に回帰する考え方が強くなり、PTA の組織改革が徐々に起こってきています。

PTA は本来、入退会自由な一組織ではあり、活動を保証する法的根拠は特に存在せず、社会教育法の第三章「社会教育関係団体」にあたる1) との回答を得られているが、あくまでも同法には「PTA」などの記載は見当たらない。ただし、PTA 活動における災害などについての共済制度などについては『PTA・青少年教育団体共済法』というものが存在する。ちなみに、昨今 PTA が学校の施設を優先的に使用でき、かつ PTA 会議室などが設けられていることに対する発言もみられるが、同じく社会教育法の第四十四条において、学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めることが記載されている。同じ小学校の最大協力団体と認められ、社会教育に利用することから、優先的に借用ができていますと考えられます。

PTA はボランティア団体という概念を持ちます。「誰に対するボランティアか？」それはその小学校に通学している児童に対するボランティア活動となります。その為、会員の中に児童は含まれません。その為、PTA が学校内において児童に対する活動は、等しく享受することが可能です。

ただし非加入の場合にデメリットも存在します。学校内における児童に対する活動は、お手紙などの配布を受けることが可能ですが、学外における活動は、お子さんが参加することは可能ですが、PTA 会員宛に配布するお手紙は届かなくなるため、情報の差が発生することは十分考えられてしまいます。その点ご注意ください。

子どもたちはボランティア対象として等しく接する事が基本となりますが、お知らせなどの PTA 会員向けの情報に関しては制限されることとなってしまいます。ご了承ください。



# 白井第二小学校 PTA の活動内容

PTA は子どもたちに対する支援を行うボランティア団体ではありますが、その支援方法として校内活動では「直接的支援」と「間接的支援」とに分けることができ、さらに校外活動があります。

## 校内活動

### 直接的支援

直接的支援とは、PTA が子どもたちに対して直接かかわることで、より直接的な教育参加を行う方法となります。本校では、運動会親子競技などが該当します。

ただし、この支援が多数必要とされる場合は、学校が子どもたちに対して、より十分な教育が行われていないことを示唆されてしまいます。

### 間接的支援

間接的支援とは、学校教員が、より教育に集中できる環境を保護者が一緒になって作ることとなります。

例えば環境整備ですが、除草清掃など本来学校が予算建てを行い、市から出る各校の予算から業者と契約し、維持管理に努めることが基本的な流れとなるのが筋となります。しかし、教育予算があまり拡充されていないなかで、学校がそこまでの予算を組むことができないのが現状となります。予算が組めないことからグラウンドの維持管理が滞り、その結果子どもたちがグラウンドでの活動制限に繋がるかもしれません。また、教員は職員であり、その職員が業務において維持管理をするという考え方もできますが、その維持管理に労力を傾けることで、結果的に我々の子どもたちへの教育が疎かになる心配から、可能な範囲で保護者が協力をを行い、教員の教育への賛助という考えから活動を行っております。

子どもたちに目に見えての援助ではない為、不要にも見られやすい内容となりますが、よりよい教育を行ってもらうためのフォローアップというご理解をしていただければと思います。

## 校外活動

校外活動では、地域の自治体などともに連携しながら、子どもたちを安心・安全に生活ができるように支援する活動です。

本校では、長期休業（夏休みなど）は、校外で遊ぶことがほとんどとなるため、その安全を確認する活動や、日頃からも不審者対策も含め「こども110番」活動というものも行っています。

さらに、登下校時の通学路における交通や不審者などに対する危険箇所点検を行い、市P連と協力しながら市や警察に改善を要望する活動も行っています。

子どもたちを支援する内容や、PTAを運営していくための役員や委員があります。以下はその種類となります。

白井第二小学校のPTA活動は、大きく分けて学校内での活動と、学校外での活動の2つになります。

### 学内にかかわる内容

- 環境整備（除草作業）
- 資源回収
- 運動会（テント設置及び駐車場係）
- ザ・白二祭準備
- バレーボール部

### 学外にかかわる内容

- 小学校区内危険箇所点検
- 長期休業後の登校指導

そして会を運営していくための本部役員となります。

また白井市には、各学校のPTA（通称 単P：単位PTAの略）との連絡や連携を取りまとめるための、「白井市PTA連絡協議会（通称 市P連）」というものがあり、会長が兼任をします。

※市P連については後述

## 学内活動

環境整備

資源回収

運動会

ザ・白二祭

バレーボール部

## 学外活動

小学校区危険箇所点検

長期休業後の登校指導

市P連

## P T A 役 員 仕 事 内 容

- ① 出席会議・研修    ②地区での役割    ③主な仕事内容    ④その他

### 会長 1 名

- ① 定期総会、本部役員会、理事会、市 P 連総会、  
会長会（役員になった場合、役員会も出席）  
中学校区こども 110 番会議、市 P 連こども 110 番会議、  
防犯指導委員講習・青パト講習、市 P 連関係の行事、コミュニティースクール
- ② 特になし
- ③ 会をまとめる、他学校会長とのやり取り、学校行事の手伝い
- ④ 放課後子どもプラン会議、地域公共交通活性化協議会  
市 P 連主催のイベントの準備、提出した通学路危険箇所の回答会出席、  
危険箇所現地立会など

### 副会長 2 名

- ① 定期総会、本部役員会、理事会、市 P 連総会、コミュニティースクール(内 1 名)  
その他会長代理で出席する事もある（会長代理会議・防犯パトロール）
- ② 特になし
- ③ 年間予定表で会議日程の確認、新役員名札の作成、開催通知書の作成、  
会議次第作成、会議出席者名簿作成、会議の司会進行・記録、会議終了後、  
会議議事録作成  
運動会・白二祭の手伝い、P T A 環境整備（除草作業）年 2 回
- ④ 会長や教頭先生と会議の内容や行事の進行について相談します

### 幹事 2 名

- ① 定期総会、本部役員会、理事会
- ② 特になし
- ③ P T A 会費の支出入管理、資源回収収益金管理、慶弔費管理  
P T A 会議室のコピー用紙、インクトナー在庫管理  
P T A 会員宛手紙作成、配布または配信  
白二祭での備品発注と現金管理、職員の離任時花束手配、  
運動会・白二祭の手伝い、P T A 環境整備（除草作業）年 2 回
- ④ 特になし

監査（前年度本部役員 1 名）

- ① 定期総会、本部役員会、理事会
- ② 特になし
- ③ 会計監査、運動会・白二祭の手伝い、PTA環境整備（除草作業）年 2 回
- ④ 前年度の情報を聞かれる事が多い（顧問的役割も兼ねる）  
ボランティア部補佐

支会長

- ① 定期総会、本部役員会、理事会  
中学校区こども 110 番会議、市P連こども 110 番会議
- ② 平塚地区・・・平塚地区用の書類作成  
富塚・折立地区・・・特になし  
中地区・・・特になし  
今井・小名内・名内・工業団地地区・・・特になし
- ③ 運動会の手伝い、白二祭の手伝い、  
PTA環境整備（除草作業）年 2 回、  
こども 110 番協力の家御礼状作成・発送  
夏休みパトロールのとりまとめ、通学路危険箇所の現地立ち合い
- ④ 特になし

各地区支会長は校外指導部も兼任します

各地区の支会長は「部長」、「副部長」、「会計」、「こども 110 番」の4つの役割を  
分担します

「部長」は支会長のまとめ役、「副部長」は部長の補佐です

「会計」担当は校外指導部の予算の管理をします

「こども 110 番」担当は、110 番関係のUSBとこども 110 番とパトロールシートの  
ファイルを 2 冊管理します

ボランティア部部長 1 名

- ① 定期総会、本部役員会、理事会
- ② 特になし
- ③ 運動会・白二祭、役割分担表の作成、  
その他準備  
PTA環境整備（除草作業）年 2 回  
Hi アプリの管理
- ④ 特になし

<p>みどりの里づくり協議会部部長・副部長 各 1 名</p> <p>① 定期総会、本部役員会、理事会 みどりの里づくり協議会の定期総会、 会議</p> <p>② 特になし</p> <p>③ P T A環境整備（除草作業）年 2 回 運動会・白二祭の手伝い みどりの里づくり協議会の行事への 協力</p> <p>④ 任期は 2 年とする</p>	<p>みどりの里づくり協議会部委員 2～4 名</p> <p>① 定期総会、理事会、 みどりの里づくり協議会の定期総会、 会議</p> <p>② 特になし</p> <p>③ P T A環境整備（除草作業）年 2 回 運動会・白二祭の手伝い みどりの里づくり協議会の行事への 協力</p> <p>④ 任期は 2 年とする</p>
--	---

活動名	バレーボール部・・・人数不足のため、現在は白井中学区合同チーム
活動回数	毎週金曜日
活動内容	<p>・PTA の一部としてバレーボール部があります。千葉県 PTA 連絡協議会が昭和 51 年度より主催するバレーボール大会があります。その出場を目指し県内の群・市 PTA 連絡協議会等が開催しています。 白井市では、その大会（印旛郡市 PTA 連絡協議会主催のバレーボール大会）出場をかけた大会を開催しています。 （白井市大会の上位チームが群 P 大会に出場となります）</p> <p>・参加条件として、各校の PTA 会員であることを条件としたものとなり、白井第二小学校 PTA ではそのバレーボール部を組織しています。</p> <p>・練習日は毎週金曜日 20：00～22：00 初心者の方でも気軽にご参加ください。</p>

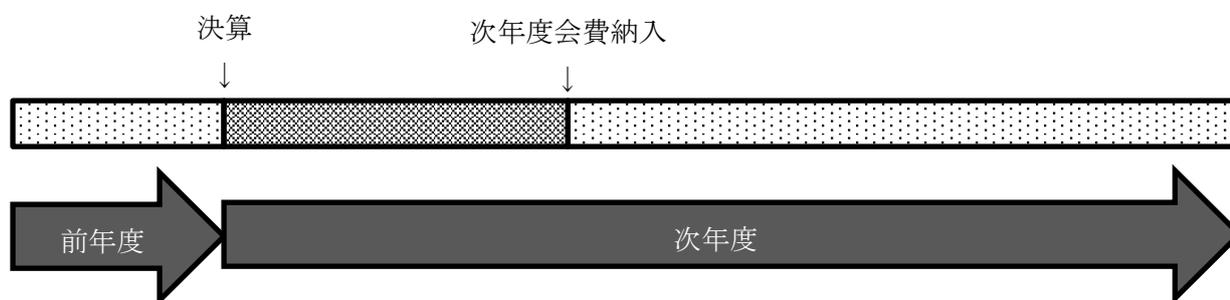
## 会計について

毎年3月に決算を迎え、翌4月以降から新年度として新たにスタートしています。

会費は5月頃に、口座から学校に代行して徴収を行っています。本来、PTAが直接集金をすべきところですが、「子どもたちにお金を持たせたくない」「保護者が学校に持っていくのが手間」などのご意見から、代行してもらっております。ご理解ご協力を賜りたく存じます。

### 繰越金について

毎年度、決算には繰越金があります。これは、新年度が始まった際に発生する、市P連や学校保健会への負担金であったり、各活動に際する経費がいつ発生するかわからない予備並びに、PTA賠償責任保険への保険料などがあります。次年度分の会費納入までの不測の事態に対応できるよう、年間の決算額とほぼ同額を毎年予備費として繰越をさせていただいております。



# 白井市 PTA 連絡協議会について

白井市には、市内 14 校の中・小学校でそれぞれ選出された PTA 会長が集まる会として、白井市 PTA 連絡協議会（通称：市 P 連）があります。

これは、日本 PTA 全国協議会、千葉県 PTA 連絡協議会、印旛郡市 PTA 連絡協議会と協力して活動しています。

活動内容は、

年 8 回程度の定期的な会議を通して

- 白井市内各校からの危険個所の取りまとめ、並びに市への要望書提出
- 白井市全体での「こども 110 番」事業
- 視察研修事業  
（一例：放射能問題の際には、東海村で原燃からの説明ならびに、原子力発電反対派からの説明を聞き、各校の放射能対策への指針とするための視察研修など）
- 活動支援研修事業  
（一例：自転車と自動車の事故などを再現し、危険を学習するスケアードストレイト）
- 印旛郡市 PTA 連絡協議会への出席（市 P 会長）

などを行っています。

あくまでも、各学校の PTA に対する上部団体というわけではなく、各学校の PTA が円滑に活動することができるための、調整団体という位置づけとなっています。

## 入会手続きについて

PTAは入退会が自由な組織となっております。

入会は入学年度当初、もしくは入会することが決まった時に入会届を記入していただき、卒業までは自動継続となります。

ただし、退会が決まった場合は、その旨を紙面にてご提出いただければ、それをもって退会とさせていただきます。

また、転出（転校）が決まった際には速やかにご連絡いただければ幸いです。転出が決まって、学校へ連絡する際に、PTAにも転出を伝えることを了承していただけますと、よりスムーズな流れとすることができます。

## 個人情報の取り扱いについて

入会届に記載されている、

- ① 会員氏名
- ② 会員住所
- ③ 会員電話番号
- ④ 会員メールアドレス
- ⑤ 児童氏名

につきましては、PTA（※）の運営に必要な範囲での使用に限らせていただきます。

（※白井第二小学校 PTA、白井市 PTA 連絡協議会）

また、白井中学校区では、協力をして学外活動を行っていることもあり、校外活動ならびに小学校側での運営の必要があり次第、必要に応じて情報を共有することがあります。

法令等によって開示・提供が求められた場合を除き、同意を得ることなく個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

また、個人情報保護法のコンプライアンスとして、学校からも同意がない限り取得できないようになっております。登録内容に変更がありましたら速やかにご連絡ください。